

ストーカー！  
配偶者暴力から  
あなたを  
守るために



和歌山県警察



ストーカー・  
配偶者暴力から  
あなたを  
守るために

## 目次



### ストーカー

ストーカー規制法のしくみ	1
「つきまとい等」とは	2
「つきまとい等」の8つの行為類型	2～3
「ストーカー行為」とは	4
「つきまとい等」や「ストーカー行為」の被害にあった場合	4
ストーカーから身を守るために	5



### 配偶者暴力 (DV)

「配偶者からの暴力」とは	6
支援の流れ	6
暴力を受けたときには	7
「保護命令制度」とは	8～10
配偶者からの暴力が子どもに与える影響	10



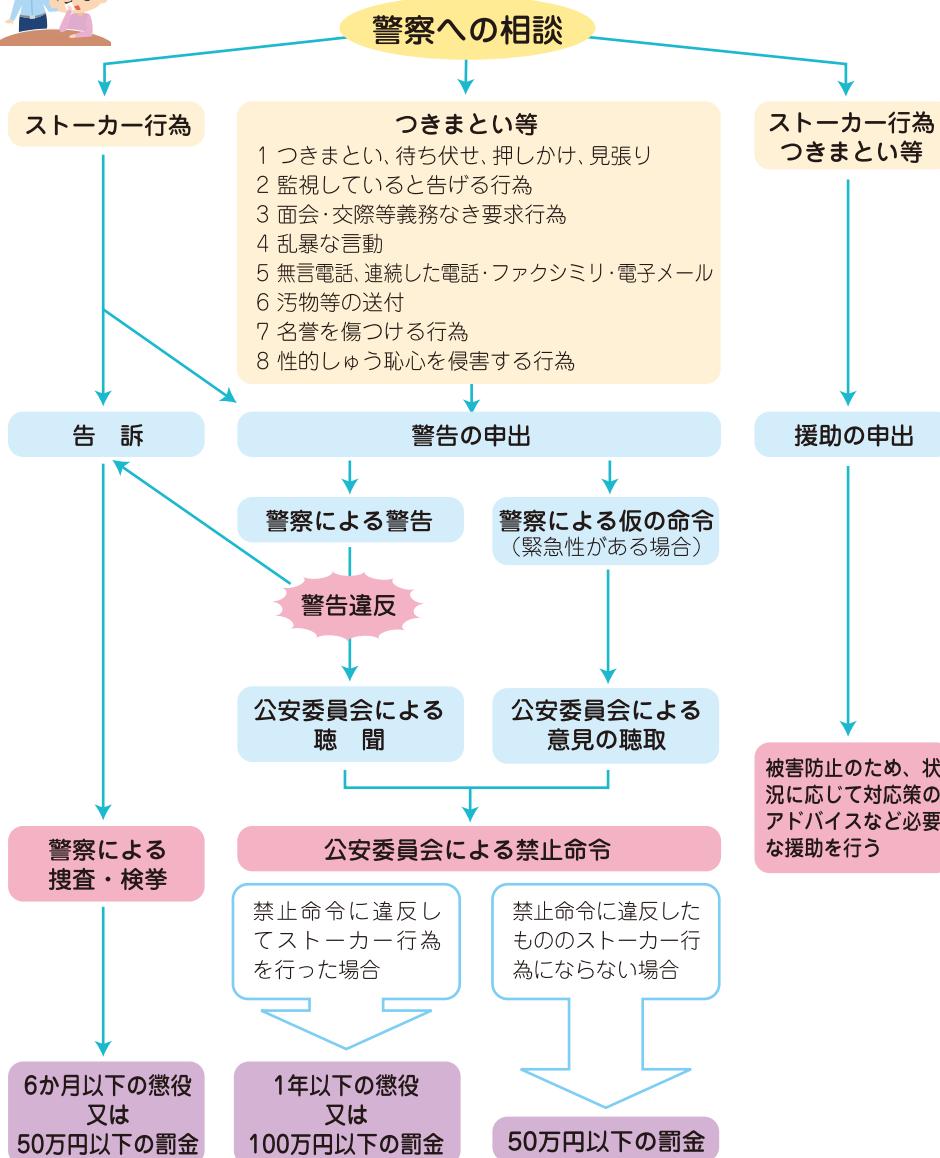
### 警察相談窓口

11



# ～ストーカーで悩んでいませんか？～

## ストーカー規制法のしくみ



## つきまとい等とはどのようなもの？

つきまとい等とは、あなたに対する恋愛感情やその他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことへの怨みなどの感情を満たす目的で、あなたやあなたの家族、恋人等に 8 つのパターンに類型化された行為をすることをいいます。



## 8つの類型とはどのようなもの？

### つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り

- 尾行したり、つきまとう。
- 通勤路や通学路等で待ち伏せしたり、進路に立ちふさがる。
- 自宅、職場、学校等に押しかけたり、付近で見張りをする。



### パターン 1

### 監視していると告げる行為

- 「いつも監視しているぞ」などと伝える。
- 帰宅した直後に「お帰りなさい」などと電話や電子メールで伝える。
- その日のあなたの行動や服の色等をあなたに知らせ、監視していることを気づかせる。



### パターン 2

### 面会・交際等義務なき要求行為

- 拒否しているにもかかわらず、面会、交際、復縁を求める。
- 贈り物を受け取ることなどを要求する。



パターン  
4

### 乱暴な言動

- 大声で「バカヤロー」などと荒々しい言葉をあびせる。
- 自宅や職場等の前で大声を出す、車のクラクションを鳴らす、玄関ドアを激しく叩くなど乱暴な行動をする。
- 亂暴な言葉を書いた手紙や電子メールを送る。



パターン  
5

### 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール

- 電話をかけてきても何も話さず、不安を感じさせる。
- 拒否しているにもかかわらず、何度も電話をかけてきたり、何度もファクシミリ若しくは、電子メールを送信してくる。



パターン  
6

### 汚物等の送付

- 汚物や動物の死体等、不快感や嫌悪感を与える物を自宅や職場に送りつける。



パターン  
7

### 名誉を傷つける行為

- あなたの名誉を傷つけるような内容を告げたり、手紙や電子メールなどを送りつける。
- あなたの名誉を傷つけるような内容を、あなたがよくアクセスするインターネット上の掲示板に書き込む。



パターン  
8

### 性的しゅう恥心を侵害する行為

- わいせつな写真等を自宅や職場に送りつけたり、あなたがよくアクセスするインターネット上の掲示板に掲載する。
- 電話、手紙、電子メールなどで卑わいな言葉を告げ、恥ずかしい思いをさせる。



## ストーカー行為とはどのようなもの？

ストーカー行為とは、同一の人に対してつきまとい等（前記のパターン1から8）を繰り返し行うことをいいます。

なお、8つの行為類型のうち、パターン1から4までの行為がストーカー行為にあたるのは、「身体の安全、住居等の平穏、名誉が害される」「行動の自由が著しく害される」という不安を覚えさせるような方法で行われる場合に限られます。



## つきまとい等やストーカー行為の被害にあったときはどうしたらいいの？

- 緊急の場合は、110番通報をしたり、周囲に助けを求める。
- 一人で悩まず、警察や信頼できる人に相談する。
- 被害を受けた日時、場所、行為者の車の色やナンバー、目撃者等をメモしておく。
- 行為者の具体的な言葉や動作などを記録する。

### (例)

- 留守番電話や会話の録音又はメモ
- 手紙、ファクシミリなどの保管
- 電子メールの保存
- 中傷ビラ、インターネット掲示板への書き込み内容の保管
- 送られてきた物の保管
- 写真による記録



## ストーカーから身を守るには どのようにしたらいいの？

### 行為者への対応

- 曖昧な態度はとらない。
- はっきりと拒否の姿勢を示す。
- 感情的にならず、冷静に対応する。
- 行為者と会わなければいけない場合は、第三者を入れるなどして、二人きりでは会わない。
- 行為者の知らない場所への避難。

### 自宅での防犯アドバイス

- 自宅にいるときも戸締まりをしっかりする。
- 部屋の中が見えにくいカーテンを使用する。
- 訪問者があったときは、相手の身分と用件を確認してからドアを開ける。
- ドアや窓に補助錠を付ける、玄関にセンサーライトを付けるなど、防犯グッズを活用する。

### 外出時の防犯アドバイス

- 夜間の一人歩きは避け、明るく人通りの多い道を通ったり、タクシー等を利用する。
- 携帯電話は、110番通報や自宅等にすぐに連絡できるようにしておく。
- 防犯ブザーを携帯し、いつでも使用できるようにする。
- 通勤路、通学路等にある助けを求められる場所(交番、コンビニ等)を把握する。
- 行動パターンを知られないようにする。(通勤、通学の時間や経路の変更等)

### 個人情報の管理

- 個人情報が記載されているものは、細かく裁断して捨てる。
- 安易に住所、電話番号、メールアドレスなどを教えない。

### 電話やメールによる行為への対応

- はっきりと拒否の意思を伝えた上で、応対せずに電話を切る。
- ナンバーディスプレイ機能付きの電話を使用する。
- 電話会社が提供している「迷惑電話お断りサービス」等の各種サービスを利用する。
- 電話番号やメールアドレスを変更する。
- SNSは使い方と利用目的を考えて利用する。

## ～配偶者からの暴力で悩んでいませんか？～



### 「配偶者からの暴力」とはどういうもの？

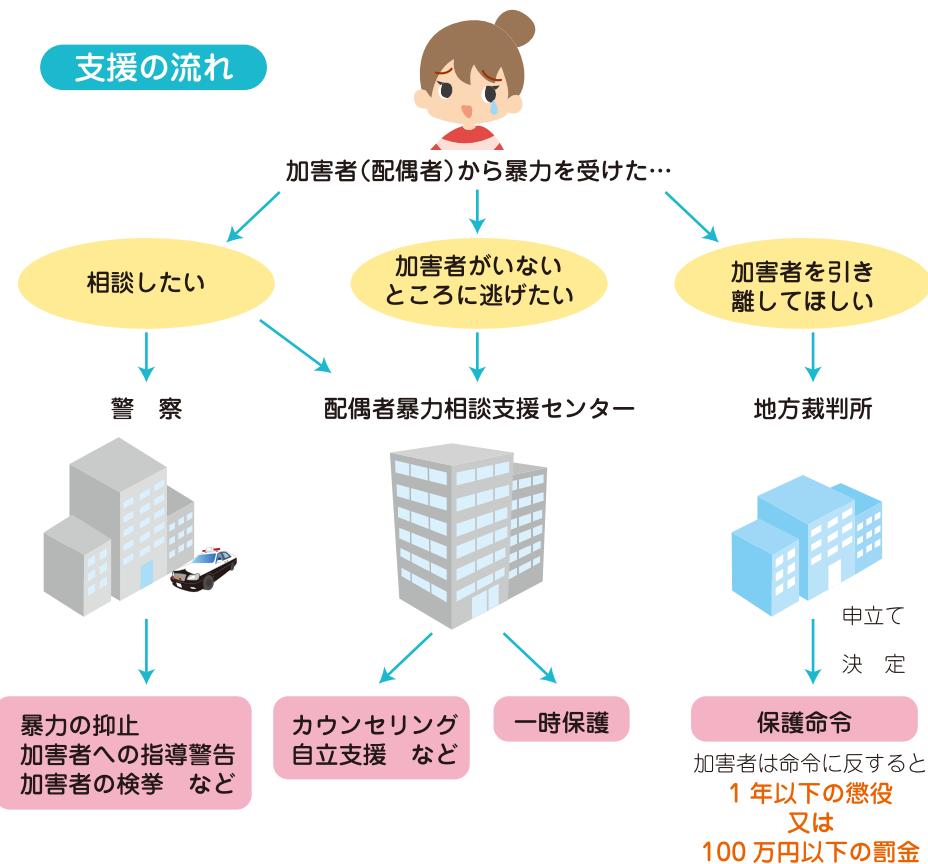
配偶者暴力防止法では、婚姻関係又は事実婚関係にある配偶者若しくは、生活の本拠を共にする交際相手からの

- ①身体に対する暴力
- ②身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力）

を「配偶者からの暴力」としています。

また、婚姻関係・事実婚関係・生活の本拠を共にする交際関係にあつたときに配偶者から暴力を受け、離婚や事実婚関係・交際関係解消後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

### 支援の流れ





## 暴力を受けたときはどうしたらいいの？

### 緊急性がある場合

「現に配偶者から暴力を振るわれている」「配偶者が暴れています」など緊急の場合は、110番通報をしてください。

警察官が現場に向かい、暴力行為の制止、加害者への指導警告等の必要な措置を講じます。

### 相談したい場合

相談は、警察や配偶者暴力相談支援センターにおいて対応します。

#### 警察の対応

相談内容を基に、被害者の意思を踏まえた上で、

- 加害者への指導警告、加害者の検挙
- 防犯指導
- 被害の発生を防止するために必要な援助
- 保護命令制度の説明
- 関係機関への連絡、関係機関の教示

など必要な措置を講じます。

#### 配偶者暴力相談支援センターの対応

配偶者暴力相談支援センターでは、相談内容に応じて、

- 相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 被害者の自立生活促進のための情報提供等
- 保護命令制度の利用についての情報提供等
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

などを行います。

### 避難を考えている場合

被害者とその同伴者の一時保護は、一時保護施設がある配偶者暴力相談支援センターにおいて対応します。

### 更なる暴力を防止したい場合

配偶者からの更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、保護命令を申し立てることができます。

保護命令の申立ては、地方裁判所において対応します。



## 「保護命令制度」とはどういうもの？

配偶者暴力防止法では、配偶者から

- 身体に対する暴力
- 生命等に対する脅迫

を受けた被害者が、更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者（配偶者）に対して保護命令を出すことができると規定しています。

また、加害者が保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

### Q1

#### 保護命令はどこに申し立てができるの？

- ① 加害者の住所又は居所の所在地
- ② 被害者の住所又は居所の所在地
- ③ 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた場所

のいずれかを管轄する地方裁判所です。

### Q2

#### 保護命令の申立てはどのように行うの？

保護命令の申立ては、一定の事項を記載した申立書を管轄裁判所に提出して行います。

口頭やファクシミリによる申立てをすることはできません。

### Q3

#### 保護命令にはどのような種類があるの？

保護命令には、退去命令・接近禁止命令・電話等禁止命令があります。

#### 退去命令

加害者に対して、2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること、その住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものです。

※この保護命令は、単独で発せられます。

## 接近禁止命令

### 1. 被害者への接近禁止命令

加害者に対して、**6か月間**、被害者の身邊につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

### 2. 被害者と同居する子への接近禁止命令

加害者に対して、**被害者への接近禁止命令の期間中**、被害者と同居する未成年の子の身邊につきまとったり、子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、申立てるときは、子が15歳以上の場合、子の同意が必要です。

### 3. 被害者の親族等への接近禁止命令

加害者に対して、**被害者への接近禁止命令の期間中**、被害者の親族等の身邊につきまとったり、親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、申し立てるときは、親族等の同意が必要です。

※「つきまとい」とは、しつこく行動に追随することをいいます。

※「はいかい」とは、理由もなくうろつくことをいいます。

※上記1は、単独で発せられます。

※上記2及び3については、被害者への接近禁止命令と併せて発せられるもので、単独では発せられません。

## 電話等禁止命令

加害者に対して、**被害者への接近禁止命令の期間中**、次に掲げる①から⑧の行為をすることを禁止する命令です。なお、**この行為の対象者は被害者本人のみ**です。

- ①面会の要求
- ②行動を監視していると思わせるような事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
- ③著しく粗野又は乱暴な言動
- ④無言電話をかける、緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかける、ファクシミリ装置を用いて送信する、電子メールを送信すること
- ⑤緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかける、ファクシミリ装置を用いて送信する、又は電子メールを送信すること
- ⑥汚物、動物の死体その他著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付したり、知り得る状態に置くこと
- ⑦被害者の名誉を害する事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
- ⑧被害者の性的羞恥心を害する事項を告げたり、知り得る状態に置くこと  
被害者の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付したり、知り得る状態に置くこと

※この保護命令は、被害者への接近禁止命令と併せて発せられるもので、単独では発せられません。

## Q4

### 保護命令は離婚後でも申し立てができるの？

配偶者からの身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた後に離婚し、引き続き身体に対する暴力によって、生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときも保護命令を申し立てることができます。

事実婚関係、生活の本拠を共にする交際関係を解消した場合も同様です。

## Q5

### 警察や配偶者暴力相談支援センターに相談していくなくても保護命令を申し立てることはできるの？

申し立てることができます。

この場合は、暴力等を受けた状況等を記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。

## Q6

### 保護命令が出ると警察ではどのような措置をとるの？

地方裁判所から加害者に対して保護命令が出されると、警察では

- 被害者等への防犯指導
- 加害者への指導警告

を行います。

また、加害者が保護命令に違反した場合は、捜査を行い検挙等の措置を講じます。



### 配偶者からの暴力が子どもに与える影響は？

子どもがいる家庭における配偶者に対する暴力は、児童虐待防止法で「心理的虐待」の行為内容に含まれています。

暴力は、それを目撃した子どもに心理的外傷を与える行為であり、子どもの心身に影響を及ぼすことがあります。

このように、配偶者からの暴力は、暴力を受けていた被害者だけではなく、家族にも影響を及ぼすことがあるので、一人で悩まず、行為がエスカレートする前に相談機関に相談しましょう。

# ストーカー・配偶者暴力相談窓口

緊急時には  
**110番**

困った時の  
相談電話番号  
**#9110**  
(全国共通)

※携帯電話・PHSからでも、電話をかけた地域を管轄する警察本部につながります。

## 和歌山県警察本部警察相談課

**073-432-0110 (#9110)**



## 最寄りの警察署 **24時間対応**

橋本警察署	0736-33-0110	かつらぎ警察署	0736-22-0110
岩出警察署	0736-63-0110	和歌山東警察署	073-475-0110
和歌山西警察署	073-424-0110	和歌山北警察署	073-453-0110
海南警察署	073-482-0110	有田警察署	0737-83-0110
湯浅警察署	0737-64-0110	御坊警察署	0738-23-0110
田辺警察署	0739-23-0110	白浜警察署	0739-43-0110
串本警察署	0735-62-0110	新宮警察署	0735-21-0110

## 女性相談窓口

♥和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

**073-445-0793**

♥和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”

**073-435-5246**



## 犯罪被害者支援に関する相談窓口

♥紀の国被害者支援センター **073-427-1000**

♥法テラス和歌山 **050-3383-5457**

♥法テラス 犯罪被害者ダイヤル **0570-079714**

(PHS・IP電話からは) **03-6745-5601**

## 保護命令手続きに関する問い合わせ

♥和歌山地方裁判所

**073-422-4191**



**一人で悩まず、まず相談しましょう**